

## 由布市交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市情報公開条例(平成17年由布市条例第10号)第16条に規定する情報公開の総合的推進の趣旨を踏まえ、開かれた市政を更に推進していくため、市の交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定める。

(公表する事項)

第2条 市の交際費の支出に関し、次に掲げる事項を別記様式により公表する。

- (1) 発生年月日
- (2) 支出件名
- (3) 支出金額
- (4) 支出区分
- (5) 支出先等

2 交際の相手方の氏名等の情報にあつては、病気及び事故の見舞いで相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものについて、これを公表しないことができる。

(分類)

第3条 前条に規定する支出区分は、由布市交際費支出基準の分類によるものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公開は、月毎に行うものとし、翌月の15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公開は、別記様式によりその内容を由布市のホームページに掲載するとともに、総務部総務課において閲覧に供することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別記様式 (第2条、第5条関係)

年 月分 交際費					
番号	発生年月日	件名	金額(円)	区分	支出先等